

新潟県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の資産（公有財産を除く。以下同じ。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告掲載を行うことに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広域連合の資産への広告掲載は、民間企業等や市町村との協力・連携によって広域連合の新たな財源を確保し、市町村負担金の軽減及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する広域連合の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 広域連合の広報印刷物
 - イ 広域連合のホームページ
 - ウ その他広告媒体として活用できる資産で新潟県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の決定)

第4条 広報印刷物等への広告掲載の適否は、広域連合長が決定する。

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 広域連合ホームページの公共性、公益性及び品性を損なうおそれのある広告
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業の広告
- (3) 政治活動又は宗教活動に関する広告
- (4) 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とする広告
- (5) 青少年の健全育成に支障があると認められる広告
- (6) その内容又は表現が公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがある広告
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくない広告

(8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと広域連合長が認める
広告

2 広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する
担当及び広告業務を所管する担当において定めるものとする。

(広告募集方法)

第7条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性
質に応じて、広告業務を所管する担当が別に定める。

(審査機関)

第8条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、新潟県後期高齢者医療広域連合
広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 総務課長
- (4) 業務課長

3 審査会の委員長は、事務局長とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき
は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、広告内容等、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委
員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の
決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する係長を審査会に出席させ、
その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意
見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(広告代理店への業務委託)

第11条 広域連合長は、広告の募集等に係る事務を広告代理店に委託することができる。

(広告を掲載した物品等の受入れ)

第12条 広域連合長は、広告掲載した物品等の寄贈の申し入れがあった場合において、当該物品等に掲載される広告が第5条第2項に規定する要件を満たすときは、寄贈を受けることができる。

(市町村の協力)

第13条 広域連合は、広報誌の窓口配付等の広報活動について市町村に協力を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。